

国立駿河療養所将来構想案

平成22年3月

国立駿河療養所将来構想検討委員会

【 目 次 】

国立駿河療養所将来構想案策定について	1
1. 国立駿河療養所の沿革及び課題	1
2. 取り組みについて	3
3. 駿河療養所将来構想案策定の基本方針	3
4. 基本コンセプト	3
5. 医療施設として	4
(1) 退所者の入院制度の実現	
(2) 外来診療の実施、医師の増員確保	
(3) リハビリ部門を一般外来に活用	
(4) 認知症対応の医療施設	
6. 人権啓発、研修施設として	5
(1) 各学校、地域などへの人権啓発活動の展開、充実	
(2) 医療、介護従事者養成等の研修所	
7. 福祉施設として	6
(1) 終末ケア、療養介護施設	
(2) 障がい者福祉施設	
(3) ケアハウス施設	
(4) 児童健全育成支援養護施設	
(5) DV被害者施設	
8. 交流の場として	7
(1) イベント、交流会等の開催	
(2) ボランティア団体事務所の設置	
(3) 宿泊施設（ゲストハウス）の設置	
(4) 社会復帰者（退所者）の連絡事務所の設置	
(5) 入所者、一般市民が利用可能な公共バス路線の確保	
9. 社会復帰者（退所者）への支援について	8
(1) 再入所の実現	
10. 今後の推進体制の確立について	8
(1) 推進体制の確立	
(2) 納骨堂の永代管理体制の確立	
11. 市民や地域から寄せられた『提案・要望(思い)』の概要	9
(1) 家庭児童相談の関係者より	
(2) 社会福祉法人の関係者より	
(3) 学校法人の関係者より	
(4) 障がいを持つ児・者を支える父母の関係者より	
(5) 一般市民より（男性）	
(6) 一般市民より（女性）	

1 2. まとめ	1 1
----------------	-----

【将来構想案の重点】

- (1) 医療施設の充実、制度・体制の確保、確立、一般市民への開放
- (2) 人権啓発、研修、交流施設として開放
- (3) 入所者、一般市民が利用可能な公共バス路線の確保
- (4) 福祉施設として開放

《資料》

国立駿河療養所将来構想検討委員会設置要綱	1 5
国立駿河療養所将来構想検討委員会委員名簿	1 7
国立駿河療養所将来構想検討委員会活動経過及び関連事項	1 8

国立駿河療養所将来構想案策定について

国立駿河療養所では、2005年（平成17年）に入所者自治会を中心に療養所関係者による将来構想検討委員会を立ち上げ、その将来構想策定に向けた検討を進めてきた。しかし、その後自治会では、内部関係者の検討だけでなく、地元地域の皆さんと共に考えていきたいとの思いから2007年（平成19年）7月に御殿場市に協力要請し、市長はこの要請を受け2008年（平成20年）に、入所者代表、市民代表、各界・各団体代表など12名の委員による御殿場市の「国立駿河療養所将来構想検討委員会」を立ち上げた。

本来であれば、国立駿河療養所の将来のあり方については、設置者（国）に先ず、その立場と責任において入所者の理解が得られる将来像を明らかにしていただき、その将来像を基に周辺地域や関係自治体とも十分調整、協議がなされ地元地域の声を届けていくことができればと願うわけですが、なぜか残念なことにこの駿河を始め、全国どこの療養所でも現実はそのような状況にない。

この構想案は、入所者の終生入所保障に伴う医療や介護など様々な面から、将来の施設利用のあり方や退所者の施設活用、研修施設としてなど、新たに地域に開かれた駿河療養所として「隔離の場」から「共生の場」、「交流の場」に転換できるよう各委員がそれぞれの立場や組織等を代表し、市民の皆様から寄せられた『提案・要望（思い）』も含め検討、協議を重ね基本的な考え方を構想案としてまとめたものである。

1. 国立駿河療養所の沿革及び課題

我が国のハンセン病政策の根幹をなす法律として1907年（明治40年）に「癩予防ニ関スル件」が制定され、国の法律によるハンセン病対策が始まることになった。1931年（昭和6年）の「癩予防法」では、すべてのハンセン病患者を対象とした強制隔離収容政策がとられ1953年（昭和28年）の「らい予防法」で一部改正されたもののこれらの政策は1996年（平成8年）の「らい予防法の廃止に関する法律」成立まで長きにわたり続いた。

こうした中、駿河療養所は1945年（昭和20年）6月10日に名古屋陸軍病院から初めての患者の入所をもってハンセン病傷痍軍人駿河療養所として開所され、同年12月1日に国立駿河療養所と改称し厚生省所管となった。

当時、蘆溝橋事件を契機に日中戦争が激しくなり、第二次世界大戦へと戦争が拡大する中で、ハンセン病のため内地送還される傷痍軍人が増加したことか

ら1941年（昭和16年）日本らい学会において、ハンセン病傷痍軍人療養所を設立することを決定し、その後静岡県知事に委託され、県の管轄下において用地買収や各種工事が手掛けられたものである。

駿河療養所も全国に設置されている他のハンセン病療養施設と同様、その管理体制により入所者の人権や自由は厳しく制限された状況で、病気というハンディに加え隔離政策により差別され、なお、一般民衆からも差別されたその被害と苦しみは筆舌に尽くし難いものがある。

その後も長い間国がとり続けてきた隔離政策は、多くの人々にハンセン病に対する過度の恐怖心を抱かせ、偏見が助長され、患者や元患者は様々な差別的扱いを受けてきた。そして、先のらい予防法廃止により人権が回復され、2001年（平成13年）熊本地裁における国の隔離政策違憲判決により、その責任がようやく認められた。しかし、国の責任は認められたものの患者や元患者を取り巻く状況は、その後も苦難の連続であった。

その後、ハンセン病に係わるこれらの状況を何としても打破していかなくてはならないという市民一人ひとりの思いが、全国各地で100万人署名活動など国民運動として展開され、大きなうねりとなった。そしてこの思いは、国会を動かし与野党の枠を超え、その“こころ”が一つとなり2008年（平成20年）6月11日に、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）が可決成立し2009年（平成21年）4月1日から施行されている。

【課題】

- (1) 駿河療養所は1956年（昭和31年）の471名をピークに、以後、入所者が漸減し2010年（平成22年）2月1日現在では、99名にまで減少している。さらに急速な高齢化が進む現状において、ハンセン病のみならず生活習慣病などの合併症や高齢による視力や四肢の障害などの不安の中、療養所として将来どのような形でその規模と一定レベルを有した施設として維持、継続が図られるのか入所者は前途に大きな不安を感じている。
- (2) 駿河療養所で最後の1人になっても、国が責任を持って十分な医療、介護福祉などその処遇を保障するというその姿勢を具体化するためには、療養所を地域に開かれた施設として存続、発展させ入所者が納得できる実現可能な将来像を描き、実践していく必要がある。

- (3) 入所者は全体的に高齢化が進み、体調を崩して様々な病気にかかるなど、とても退所できる状態ではない人や長い間の隔離政策により家族間のつながりや社会の受け皿もない人などもおり、療養所で人生を全うしたいと考える入所者が多くいる。しかし、医師不足等による医療の確保の問題や療養所職員の削減など問題、課題は山積している。

2. 取り組みについて

当将来構想検討委員会では、駿河療養所に関する問題や課題について、入所者と地域社会の交流活動促進に関することなど様々な視点から協議、検討するための活動を進めてきた。

特に入所者と地域の関わりを大切にし、入所者も地域も療養所を拠点とした将来が見通せるよう、そして安心して暮らすことができるような将来のあり方を短期（概ね3年以内）、中期（概ね5～7年以内）、長期（概ね10～15年以内）に推進できる体制づくりに取り組む必要があると考え提案する。

3. 駿河療養所将来構想案策定の基本方針

- (1) 入所者の意向を尊重し、負担をかけないこと。
- (2) 医療、介護福祉など一定レベルを維持、保障すること。
- (3) 人権啓発と交流が促進されること。
- (4) 地域への開放、共生が図られること。
- (5) 隔離政策からもたらされた被害の回復のための施策であること。

4. 基本コンセプト

- (1) 医療施設として
 - ① 退所者の入院制度の実現
 - ② 外来診療の実施
 - ③ リハビリ部門を一般外来に活用
 - ④ 認知症対応の医療施設
- (2) 人権啓発、研修施設として
 - ① 各学校、地域などへの人権啓発活動の展開、充実
 - ② 医療・介護従事者養成等の研修所

(3) 福祉施設として

- ① 終末ケア、療養介護施設
- ② 障がい者福祉施設
- ③ ケアハウス施設
- ④ 児童健全育成支援養護施設
- ⑤ DV被害者施設

(4) 交流の場として

- ① イベント、交流会等の開催
- ② ボランティア団体事務所の設置
- ③ 宿泊施設（ゲストハウス）の設置
- ④ 退所者の連絡事務所の設置
- ⑤ 一般利用も可能な地域公共バス路線の確保

(5) 社会復帰者（退所者）への支援について

- ① 再入所の実現
(夫婦単位での再入所支援、ハンセン病でない配偶者への配慮)

(6) 今後の推進体制の確立について

- ① 責任ある推進体制の確立
- ② 納骨堂の永代管理体制の確立

5. 医療施設として

(1) 退所者の入院制度の実現（短期）

- ① 退所者の医療については、一般医療機関の場合、ハンセン病関係の医療に関し診察例等が少なく十分な治療が受けにくい。従い、退所者の後遺症への配慮を含め、安心して療養所で医療が受けられるよう国の対応をお願いしたい。また、退所者の入院制度実現については、病床数など問題も多々あるので、国において解決していただきたい。
- ② 国において、ハンセン病に関する一般医療機関への啓発を積極的に進めていただきたい。

(2) 外来診療の実施、医師の増員確保（中・長期）

- ① 一般市民に対し、医療施設としての開放
療養所での診察、治療を希望する一般市民に外来診療ができるよう開放していただきたい。これは、広く人権啓発や偏見、差別の解消が図られることに十分寄与することになると思われる。

② 医療体制の充実

入所者が高齢になってきているので、基本的には施設外に治療に出掛けなくて済むよう医療体制を整えていただきたい。特に、ハンセン病の元患者は、眼疾患を発症することが多いこと、末梢神経麻痺障がいによる外傷を負いやすいこと、また、高齢で体調を崩しやすいことなどから、眼科、外科、内科の充実をお願いしたい。

その上で、入所者が抱える疾病の範囲が広がってきていること、医療が多く分野に専門化し、一般社会でも医師不足が叫ばれている中、それぞれの専門医を確保することが困難な状況下では、外部の医療機関での委託診療を円滑に受けることができる体制を早急に確保していただきたい。

(3) リハビリ部門を一般外来に活用（中・長期）

① 地域の高齢者や障がいの利・活用

障がいの自立と社会復帰のため、障がいの予防、早期発見と早期治療に向けた取り組みとして、駿河療養所の医療体制が活用でき、地域における障がいのリハビリテーション体制や療育支援体制を整えていただきたい。

(4) 認知症対応の医療施設（中期）

① 認知症は高齢者だけのものではなく、壮年・若年層にもみられ、これらが増加傾向にある。一般では在宅での介護等が家族の大変な負担になってきている状況にあり、認知症に対応した医療施設の整備は、入所者も地域もその必要性を強く感じている。

② 医療施設としての整備もさることながら、医師の確保も切望するもの。

6. 人権啓発、研修施設として

(1) 各学校、地域などへの人権啓発活動の展開、充実（短期）

近年、ハンセン病に対する目に見えた差別、偏見はなくなっているといわれているが、2003年（平成15年）には、熊本県内の温泉ホテルで宿泊拒否事件なども起こり、かつての「ハンセン病は怖い病気、隔離しなければならない病気」という国の隔離政策、教育の影響が未だに大きく、差別、偏見の意識が完全にぬぐえているとは言い難い。

そこで、各学校（小・中・高校）を始め、地域の中で正しい知識を広め、誤った歴史を繰り返さないよう人権啓発活動を展開していくことが大切に

なる。そして今後、駿河療養所が多くの人に親しまれ、開かれた交流の場として活用できる啓発、研修施設でもありたい。地元の保育園児、幼稚園児や小中学生、高校生などとの交流の輪をさらに拡大し、子どもの頃からの交流をとおしてハンセン病について正しい知識を学んでいく場とすべきである。

1) 啓発活動の対象

- ① 行政、教育関係者
- ② 医療関係従事者
- ③ 児童、生徒等（保・幼稚園、小学校、中学校、高等学校）
- ④ 一般市民

2) 啓発活動の方法

- ① パンフレット、リーフレット、ガイドブック、啓発ビデオ等の配布
- ② マスメディア、広報紙（県・市等）、県・市ホームページ等の活用
- ③ 啓発資料の常設展示充実

3) 拠点施設

- ① 駿河療養所「ふれあいセンター」を拠点施設として活用

(2) 医療、介護従事者養成等の研修所（中・長期）

- ① 高齢化社会の着実な進行や障がい者の増加に伴い、看護及び介護サービスの急激なニーズに対応するためのマンパワー育成を実施。
(介護士、理学療法士、作業療法士、ヘルパー、ケアマネージャーなどの研修)
- ② 大学生など県内外の若者を対象とした「ハンセン病」や「療養所」等に関する研修を実施し、その関心を高める。(市民ボランティアや医学部、看護学部の学生等への呼び掛け)

7. 福祉施設として

駿河療養所入所者と地域の人が共生し、障がいなどをもつ人等にも温かく開放された施設として整備する。

(1) 終末ケア、療養介護施設（中・長期）

障がい者や家族にとって終末ケアの場が十分でなく、その療養介護やデイサービス、短期入所など、安心して日常生活ができる施設の充実を図る。入所者も地域も利用ができるようにしていただきたい。

(2) 障がい者福祉施設（中・長期）

肢体不自由児・者の入所、通所、リハビリ、デイサービスなどを総合的に受けられる施設が近隣にないため、障がい者やその家族は不安な日常を過ごしている。これらが解消できるよう障がい者福祉施設として整備する。

(3) ケアハウス施設（中・長期）

高齢社会の進展に伴い、1人暮らしの高齢者や認知症への在宅介護の充実にすることが大きな課題となっている。医療、介護、福祉の連携のもと、施設整備や介護従事者の育成確保を行いつつ、入所者や地域住民にとって将来的に安心な暮らしが確保できるように整備する。

(4) 児童健全育成支援養護施設（中・長期）

現在、親の様々な事情により養育困難とされる児童や棄児、迷子、虐待を受けた子ども、後見人のいない児童などその環境に問題を抱える子どもの出現が後を絶たない。また、肢体、視力、言語、知的障がい、自閉症など様々な障がいをもつ子どももいる。こうした子どもたちの健全育成やその支援ができる施設を併設し支えながら、世間で生まれやすい差別、偏見をなくしていく。

(5) DV被害者施設（中・長期）

近年、核家族化の進展、社会環境の変化などにより、子どもや女性、高齢者など立場等の弱い者が虐待を受けるケースが目立ってきている。その対策として、虐待や暴力等から被害者を守り精神的負担の解消、安心できる緊急避難的な生活の場の確保などのため、空室活用を検討する。

8. 交流の場として

(1) イベント、交流会等の開催（短期）

入所者、退所者が自分の趣味を生かし、地域住民にも呼び掛けるなどグループ等でカルチャー活動が行えるようにする。これまでどおり納涼祭などのイベントをとおして地域とも交流を深め、差別、偏見の解消を図る。

(2) ボランティア団体事務所の設置（短期）

ボランティア団体をNPO法人化し、人権啓発活動や各種活動への協力促進を支援する。団体事務所を療養所内に設置することで人権啓発などのボランティア活動の推進、充実を図る。

(3) 宿泊施設（ゲストハウス）の設置（中期）

人権啓発や体験滞在型交流、その他宿泊を必要とする研修等に参加する

ための宿泊施設を設置し、全国からのハンセン病に対する研修生を受け入れる。

(4) 社会復帰者（退所者）の連絡事務所の設置（短期）

退所者が治療などで来所した際、気軽に療養所内を訪問し、イベント、交流会等への案内などもできるようにする。

(5) 入所者、一般市民が利用可能な公共バス路線の確保

駿河療養所が、隔離の場から共生の場、交流の場となるためには、地域との懸け橋となる公共交通機関（公共バス路線）の確保は非常に重要な課題である。入所者、一般市民双方が利用可能となる公共バス路線の確保について、国は積極的に対応していただきたい。

9. 社会復帰者（退所者）への支援について

(1) 再入所の実現（短期）

夫婦単位での再入所支援。ハンセン病でない配偶者の入所についてもその希望により配慮される特例措置の実現。

退所して社会復帰できた者が、高齢になっても日常の生活を安心して送ることができるよう、再入所を希望した場合は、配偶者も含めこれを認めていただきたい。

10. 今後の推進体制の確立について

(1) 推進体制の確立（短期）

駿河療養所の望ましい将来のあり方へ向けた、各種対応状況の確認、点検が行えるようその体制の構築を図る。特に、駿河療養所という施設を設置し隔離政策を推し進めた国は、自らがその名と責任において積極的に駿河療養所将来構想計画の実現や人権啓発、様々な交流事業、地域と共生する事業推進の牽引をしていただきたい。

(2) 納骨堂の永代管理体制の確立（中・長期）

日本の象徴である富士山と駿河湾を臨む駿河療養所内に建立されている納骨堂には、望郷の思いなど様々な思いを抱かれて亡くなられた方々の遺骨が納められている。この遺骨の永代管理への不安を払拭するとともに啓発活動、差別・偏見の解消のためにも国の責任において永代管理をしていただきたい。

1 1. 市民や地域から寄せられた『提案・要望（思い）』の概要

(1) 家庭児童相談の関係者より

昨今の児童を取り巻く状況は、親の家出、失踪、離婚、死亡など様々な事情で養育困難児、棄児、迷子、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童などその生活環境に大きな問題を有するケースが多くみられます。この子供たちの健全育成のための施設としての利用を叶えてください。

また、肢体、言語、重症心身、知的、自閉症などの障がいを持つ人々の養護施設として一部利用させてください。

駿河療養所での共生ができることになれば、入所者の皆様と児童達のふれあいの場ともなり、相互に理解を深めあって活気のある生活の一助になるものと思います。

(2) 社会福祉法人の関係者より

障がい者やその家族にとって、終末ケア及び宿泊施設（住居サービス）の充実は、今、一番の願いです。地域の福祉、保健、医療、教育、就労等の関係機関の連携した支援も視野に、終末ケア及び宿泊施設（住居サービス）としてなど社会福祉施設として一部利用させてください。

長い間社会から隔離され、厳しい環境の中で過ごさざるを得なかった入所者の方々の気持ちを大切に、入所者と全ての障がいを持つ方々が共生していける場所となることを希望します。

そして、麗峰富士を仰ぐ駿河療養所をあらゆる障がいを持つ方も一般の方も利用させてもらえる場所として、偏見や差別のない日本一素晴らしい共生の社会福祉施設になるよう療養所の空き施設を全国に先駆け開放してください。

(3) 学校法人の関係者より

現代は科学技術の驚異的な進歩、発展などにより「豊かな社会」が形成されています。しかし、これらの進歩、発展に伴う社会、産業構造の変化は、都市化、核家族化の加速度的な現象を引き起こしました。このため、地域社会への帰属意識や連帯感が希薄となり利己主義的で無関心な態度、行動をする若者を生み出したうえ、社会生活を送るうえで極めて大切なコミュニケーション能力の欠如までも取り沙汰される事態に至っています。

こうした状況であればこそ、人としての思いやり、温かさ、優しさを兼ね備え、将来に希望を持ち生きる喜びや充実感を体得できる社会福祉教育は、青少年の育成に欠くことのできないものと考えます。

そこで、高校教育における社会福祉教育の実践のため「人権とハンセン病」を学校設定科目とし、将来は、世界の国の高校生などとも意見交換できる「(仮称) 富士山・箱根・国際交流センター」も設置していただけるような研修施設として高校教育に一部利用させていただければと願うものです。

(4) 障がいを持つ児・者を支える父母の関係者より

現在この地域(北駿地域)には、肢体不自由児・者の受け入れ施設がなくその支援体制も十分ではありません。肢体不自由児・者父母の会を通しての様々な支援活動、関係方面への要望活動等を行っていますが、思うようでないことが現状です。

そこで駿河療養所の将来のあり方をご検討される中で施設を一部開放していただき、肢体不自由児・者が入所、通所、医療、リハビリ利用やデイサービスなどの利用をさせていただけたらと願うものです。入所者の方々とふれ合うことができ、子どもも成人も全ての障がい者が受け入れてもらえるような総合的な福祉施設として利用させてください。

(5) 一般市民より(男性)

駿河が将来どのようなようになるのか非常に心配ですが、ただ一つ言えますことは、入所者お一人、お一人の人心を大切にすることに尽きるということで、そのためにどういう心で手立てをしていくのか、なのだろうと思います。的外れやとんちんかんなことはお許しいただいて提案するものです。

- ・超高齢化社会へと急速に進む中、先端の介護施設の追求とあり方を極める介護に関する大学の創設。駿河がその拠点となり入所者と一般市民が共用できる将来型介護施設も併設していく。
- ・現在の医療施設、機能をさらに充実させ、総合病院として一般診療もできるようにする。
- ・広大な敷地や景観を活かし、誰もが健康増進のために活用できるよう散策コースやトレッキングコース、バリアフリーの散歩道整備などの外、グランドゴルフやゲートボールなど軽スポーツができるよう整備し、入所者も一般市民も楽しみながら相互の交流も図れるようにする。
- ・四季の花畑や野鳥が集まるよう植樹を工夫するなど公園化を図る。
- ・講堂を始め富士見会館、寿康館など演芸や集会などに使用できる施設を開放し、一般の利用を促進する。これらを入所者も見学するなど交流を進めることで相互理解を深める。
- ・空いた建物を貸倉庫として企業、自治体等希望者に有料で貸し出す。

- ・駿河療養所で保管しているこれまでの資料を今後も大切に保存、展示できるようにし、改めて一般に呼び掛けるなど資料収集も行い、駿河の歴史を絶対風化させないよう資料館を充実させる。

(※以上の主旨の外、細部は21項目にわたるご提案をいただきました。)

(6) 一般市民より (女性)

駿河療養所に人の行き来が始まれば地域として機能することが可能になり、笑い声が聞こえることは、将来を含めここに生活するどの人にとっても一番のお薬になる気がするのです。

- ・新たな費用を投入せず、現在ある建物で十分活用できること。
- ・医療機関の施設があること。
- ・居住する人達が決してペースを早まらなくていいこと。
- ・それぞれが抱える孤独感から解放されること。
- ・出来る人が出来ることをお互いに助け合えること。
- ・設置で様々な分野の求人も増えること。

以上の視点を前向きにご検討されたく提案します。

① 人権と平和を考える資料館

ハンセン病にかかってしまった人は、病の苦しみよりもっともっと大きい精神的苦痛を、残念ながら国の誤った政策によって長い年月を苦しんできた。今も…。かもしれない。このことを“語り継いでいかなければならない”事実として語り継ぐべき。常設の展示や映像などで歴史や病気についても、子ども達を始め広く市民も学ぶべきだし、何よりこの場所に設立することにこそ意義がある。

② 公立の老人ホーム

昨年、80歳になる母を連れて駿河に行った時、母はただただ「すごい！すごい！」を連発し「こんな場所で老後を過ごせたらいいのに…。景色のいいこんな場所で終われたらいい…。」と私に話した。

老人ホームに限らず一人で暮らしている老人が公共の施設として利用でき、スローペースで皆と一緒に生活できる場として提供する。

12. まとめ

当国立駿河療養所将来構想検討委員会は、療養所の将来が入所者と地域にとって如何にあるべきか、ここまで多くの方々のご理解とご支援をいただき市民目線による検討を進めてきた。ハンセン病問題の解決の促進に関する法律は施

行されたが、構想案を具現化していくためには、他の法律にも個別に対応していく必要があり、場合によっては新たな立法等によって国としての責務を果たしていただく事案が生ずることもあり得るのではないか。しかし、全ての事柄が直ぐに実現できるものでなく、乗り越えなければならないハードルは非常に高いものがあると認識している。

この構想案一つ一つを更に絞り込み、その具体像をきちんと構築するのは現時点では困難であるが、実現に向けて今後も様々な「提案・要望（思い）」についての条件整備を行い、その実現に向けて国も自治体も市民も皆が心と力を合わせていくことは何より大切なことである。

中でも、医療施設としてその充実を考えると、入所者のほとんどが高齢になっていることもあり、基本的には施設外に治療に出掛けなくて済むような医療体制を整えていただきたい。特に、ハンセン病の元患者は、眼疾患を発症することが多いこと、末梢神経麻痺障害による外傷を負いやすいこと、また、体調を崩しやすいことなどから、眼科、外科、内科医師の確保とその充実をお願いしたい。その上で、入所者が高齢化していることもあり、その抱える疾病の範囲が広がってきていること、近年の医療は多くの分野が専門化し、一般社会でも医師不足が叫ばれている中、それぞれの専門医を確保することが困難な状況下では、外部の医療機関での委託診療を円滑に受けることができる体制の確保も急務であろう。また、退所者の医療については、一般医療機関の場合、ハンセン病関係の医療に関し診察例等が少なく十分な治療を受けにくい状況があるので、退所者の後遺症への配慮を含め、安心して駿河療養所で医療が受けられるよう国の対応をお願いしたい。

更に、一般市民に対し医療施設として開放することは、広く人権啓発や偏見、差別の解消を図ることにも繋がり、診察、治療を希望する一般市民の外来診療ができるようお願いしたい。併せて国において、ハンセン病に関する一般医療機関への啓発を進めていただき人権啓発や偏見、差別の解消を積極的に図っていただきたい。

医療施設以外のあり方の案の一つに人権啓発やそのための研修施設として開放し各学校、地域などへの人権啓発活動等の展開、充実が図れるようにしていただきたい。近年、ハンセン病に対する目に見えた差別、偏見はなくなってきたといわれているが、2003年（平成15年）には、熊本県内の温泉ホテルで宿泊拒否事件なども起こり、かつての「ハンセン病は怖い病気、隔離しなければならない病気」という国の隔離政策、教育の影響が未だに大きく、差

別、偏見の意識が完全にぬぐえているとは言い難い。

そこで、各学校（小・中・高校）を始め、地域の中で正しい知識を広め、誤った歴史を繰り返さないよう人権啓発活動を展開していくことが大切になる。そして今後、駿河療養所が多くの人に親しまれ、開かれた交流の場として活用できる啓発、研修施設にもなって欲しいという願いの中、地域の保育園児、幼稚園児や小中学生、高校生などとの交流の輪をさらに拡大し、子どもの頃からの交流をとおしてハンセン病について正しい知識を学び理解を深める場としていただきたい。

【将来構想案の重点】

（１）医療施設の充実、制度・体制の確保、確立、一般市民への解放

① 施設外に治療に出掛けなくて済むような医療体制の確保

特に、眼科、外科、内科医師の確保とその充実を図る。

② 外部医療機関での委託診療体制の確保

高齢化が進み入所者の疾病の範囲が広がってきていること、医療の専門化に対応したそれぞれの専門医の確保が困難な状況下、外部医療機関での委託診療を円滑に受けることができる体制を確保する。

③ 退所者に係る医療体制の確保

退所者が希望する場合、後遺症への配慮を含め、安心して駿河療養所で医療が受けられるようにしていただきたい。ハンセン病に関する一般医療機関への啓発を進めていただき、人権啓発や偏見、差別の解消も積極的に図っていただきたい。

④ 一般市民に対し医療施設として開放

駿河療養所で、診察、治療を希望する一般市民の外来診療ができるようにしていただきたい。これは、広く人権啓発や偏見、差別の解消を図ることにも繋がるものである。

（２）人権啓発、研修、交流施設として開放

① 人権啓発やそのための研修、交流施設として開放

各学校、地域などの人権啓発活動の推進、充実が図れるよう開かれた交流の場として活用できる啓発、研修施設にしていただきたい。

地元の保育園児、幼稚園児や小中学生、高校生などとの交流の輪がさらに拡大し、子どもの頃からの交流をとおしてハンセン病について正しい知識を学べる場としていただきたい。

② 地域のイベント等も開催できる施設として開放

地域の文化イベント、スポーツイベント等施設機能の中で受入れ可能、利用可能な催しに入所者も参画でき、融合して開催できるよう施設を活用させていただきたい。

(3) 入所者、一般市民が利用可能な公共バス路線の確保

駿河療養所が、隔離の場から共生の場、交流の場となるためには、地域との懸け橋となる公共交通機関（公共バス路線）の確保は非常に重要な課題である。入所者、一般市民双方が利用可能となる公共バス路線の確保について、国は積極的に対応していただきたい。

(4) 福祉施設として開放

① 療養介護施設、障がい者福祉施設として開放

障がいを持つ入所者や地域の障がい者が、療養介護やデイサービスなどを受けることができ、安心して日常生活ができる施設としていただきたい。入所者も地域の人も利用ができるようにしていただきたい。

② 児童健全育成支援養護施設として開放

様々な事情により養育困難とされる児童や棄児、迷子、虐待を受けた子ども、後見人のいない児童などその環境に問題を抱える子ども、肢体、視力、言語、知的障がい、自閉症など様々な障がいをもつ子ども、こうした子どもたちの健全育成やその支援ができる施設を駿河に併設し、入所者もこのような子ども達も互いに係わることで、支え合っていける施設としていただきたい。

当将来構想検討委員会としては、この度の構想案を提案することで駿河療養所入所者と共に、国を始め県・市行政や地域が挙って、入所者の将来は地域の将来であるとして歩み出していただくことを願うものである。そして、隔離から共生、交流をテーマに、入所者が安心して毎日を過ごせ、地域の誰もが利用でき、学べ、集える駿河療養所に生まれ変わらせたい。これらが、1日も早く普通で当たり前になり、偏見や差別と決別できた時、駿河療養所が生まれ変わったことになるのではないだろうか。

《 資 料 》

- ◎ 国立駿河療養所将来構想検討委員会設置要綱
- ◎ 国立駿河療養所将来構想検討委員会委員名簿
- ◎ 国立駿河療養所将来構想検討委員会活動経過及び関連事項

国立駿河療養所将来構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 国立駿河療養所（以下「療養所」という。）に関する問題や課題を協議し、その将来構想に関する検討を進めるため、国立駿河療養所将来構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 療養所の将来構想に関する協議を行うこと。
- (2) 療養所入所者と地域社会の交流活動の推進に関すること。
- (3) その他目的達成のために必要なこと。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識と経験を有する者
- (2) 各種団体に属する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

国立駿河療養所将来構想検討委員会委員名簿

(平成20年度)

役 職	氏 名	選 出 区 分 等
委 員 長	水口 正宏	社会福祉協議会会長
副委員長	宇田川 豊	区長代表（富士岡地区高内区長）
委 員	植松 旭	民生委員児童委員協議会副会長
〃	内海 隆治	保護司会
〃	小鹿 美佐雄	駿河療養所入所者自治会会長
〃	小林 護	人権擁護委員代表幹事
〃	高木 理文	市議会福祉文教委員会委員長
〃	土屋 幸子	市婦人会連絡協議会総務委員
〃	宮下 明功	市医師会会長
〃	篠崎 実三	国立駿河療養所事務長
〃	栗田 恒夫	静岡県御殿場健康福祉センター所長
〃	勝亦 福太郎	御殿場市健康福祉部長

(平成21年度)

役 職	氏 名	選 出 区 分 等
委 員 長	水口 正宏	社会福祉協議会会長
副委員長	宇田川 豊	区長代表（富士岡地区高内区長）
委 員	植松 旭	民生委員児童委員協議会副会長
〃	内海 隆治	保護司会
〃	小鹿 美佐雄	駿河療養所入所者自治会会長
〃	小林 護	人権擁護委員代表幹事
〃	山崎 春俊	市議会福祉文教委員会委員長
〃	土屋 幸子	市婦人会連絡協議会総務委員
〃	宮下 明功	市医師会会長
〃	篠崎 実三	国立駿河療養所事務長
〃	梶 充伸	静岡県御殿場健康福祉センター所長
〃	鈴木 信五	御殿場市健康福祉部長

国立駿河療養所将来構想検討委員会活動経過及び関連事項

- 平成19年 7月11日 駿河療養所入所者自治会駿河会（小鹿自治会長）が「療養所の将来を地域の皆さんと共に考えたい。」として御殿場市長に協力要請
- 平成20年 2月 1日 市における駿河療養所将来構想検討の組織づくりに関する第1回庁内会議
- 2月20日 第2回庁内会議
- 3月 5日 第3回庁内会議
- ・駿河療養所将来構想検討委員会立ち上げの基本方針決定
- 5月19日 平成20年度第1回国立駿河療養所将来構想検討委員会
- ・委嘱状交付（委員12名）
 - ・正副委員長選出
 - ・今後の検討に関する協議、意見交換
 - ・駿河療養所長の講話
- 5月24日 御殿場「新・あつい壁」上映会開催
- ・ミニシンポジウムと映画上映
- 6月 6日 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律が衆議院可決
- 6月11日 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律が参議院可決
- 6月30日 平成20年度第2回国立駿河療養所将来構想検討委員会
- ・駿河療養所施設見学、入所者代表との意見交換
 - ・将来構想等に関する協議、意見交換
 - ・御殿場「新・あつい壁」上映会報告
 - ・「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」成立関連
- 7月10日 全国ハンセン病療養所所在市町村連絡協議会（全ハ連）総会
～11日 に市長、市議会議長、健康福祉部長が出席（群馬県草津町）
- 10月17日 平成20年度第3回国立駿河療養所将来構想検討委員会
- ・全ハ連総会の状況報告
 - ・公共バスに関する協議
 - ・将来構想等に関する協議、意見交換
- 12月 3日 ハンセン病、療養所関係パネル展示（障害者週間）
～ 9日

- 12月 7日 第2回御殿場「新・あつい壁」上映会開催
 ・駿河会小鹿自治会長講話と映画上映
- 12月10日 ハンセン病、駿河療養所に関する街頭啓発キャンペーン
- 平成21年 1月31日 駿河療養所の将来構想検討に関する意見交換
 細野豪志代議士、池谷晴一県議
 駿河会小鹿自治会長外自治会役員2名、駿河療養所事務長
 将来構想検討委員会水口委員長
 事務局（健康福祉部長、健康推進課長）
- 3月 3日 平成20年度第4回国立駿河療養所将来構想検討委員会
 ・平成20年度駿河療養所将来構想検討委員会の歩み
 ・公共バス路線に関する協議
 ・将来構想等に関する協議、意見交換
 ・その他委員からの提案事項協議、意見交換
- 3月31日 『平成20年度活動報告書』及び『公共交通機関確保の働きかけについて(建議)』を正副委員長から市長に提出
- 6月22日 富士岡中「新・あつい壁」上映会
 ・将来構想検討委員会水口委員長講話と映画上映
- 6月25日 平成21年度第1回国立駿河療養所将来構想検討委員会
 ・委嘱状交付（交代委員）
 ・前年度の活動内容確認、本年度の計画検討協議
 ・将来構想等に関する協議、意見交換
- 7月 9日 全ハ連総会に市長、市議会議員、健康福祉部長が出席（東京都
 ～10日 立川市）
- 9月 8日 国立駿河療養所将来構想検討委員会視察研修
 国立ハンセン病資料館（東京都東村山市）
- 10月28日 平成21年度第2回国立駿河療養所将来構想検討委員会
 ・将来構想等に関する協議、意見交換
 ・啓発事業の協議
- 12月 3日 ハンセン病啓発DVD上映会
 ・駿河会会長講話と啓発DVD上映
- 12月 3日 ハンセン病、療養所関係パネル展示（障害者週間）
 ～ 9日
- 12月10日 ハンセン病、駿河療養所に関する街頭啓発キャンペーン

1 2月22日 平成21年度第3回国立駿河療養所将来構想検討委員会

- ・市民からの「提案、要望（思い）」の確認
- ・将来構想素案の取りまとめ
- ・啓発事業報告

平成22年 1月26日 平成21年度第4回国立駿河療養所将来構想検討委員会

- ・検討委員会活動の振り返り
- ・将来構想案の決定、確認
- ・静岡県ボランティア研究集会の件

2月 7日 第32回静岡県ボランティア研究集会への問題提起
消してはならない当事者の声

～ハンセン病問題を正しく学ぶために～

問題提起者：駿河会小鹿自治会長

事例提供者：将来構想検討委員会水口委員長

3月16日 『国立駿河療養所将来構想案』を正副委員長から市長に報告

国立駿河療養所将来構想案

発行日 平成22年3月

編集 国立駿河療養所将来構想検討委員会

事務局 ☎412-0027

静岡県御殿場市西田中237番地の7

御殿場市健康福祉部健康推進課

☎0550-82-1111